

モバイル端末管理ソフトウェア利用 長期継続 仕様書

本仕様書は、大阪市計画調整局（以下「当局」という。）が利用する次のソフトウェアについて適用する。

1 案件名称

モバイル端末管理ソフトウェア利用 長期継続

2 利用目的

当局が庁舎外で利用するタブレット端末機について、紛失を想定したリモートロック・ワイプ機能、データ持出を防ぐ外部記憶媒体利用制御機能等を有するソフトウェアを利用し、庁舎外利用下でのセキュリティ向上を主たる目的とする。

3 品質

- (1) android15に対応していること
- (2) 機器の位置情報を取得できること
- (3) リモートロック・ワイプが行えること
- (4) アプリケーションの使用についてホワイトリスト方式のセキュリティが行えること
- (5) USBメモリ等の外部記憶媒体の利用制御機能を有すること

4 導入形態

- (1) クラウドサービス（SaaS）であること
- (2) インストールCD・DVD等を用いないダウンロード形式であること

5 サポート体制

- (1) 国内サポート体制があること
- (2) 無償でのマイナーアップデートを行えること

6 利用期間

令和8年5月1日～令和10年4月30日（24ヶ月間）

7 利用拠点

大阪市役所本庁舎
（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

8 数量

17 アカウント

9 その他

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否含む）は当局担当者に質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。
- (2) 提供するソフトウェアは、同一社製同一ソフトウェアとすること。
- (3) ソフトウェアを利用するために必要なパスワード等を当局担当者に送付すること。

10 当局担当者

建築指導部建築企画課 電話番号06-6208-9295

（大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎3階）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

月額利用料金内訳

	月額利用料金	うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額
令和8年5月	円	円
令和8年6月	円	円
令和8年7月	円	円
令和8年8月	円	円
令和8年9月	円	円
令和8年10月	円	円
令和8年11月	円	円
令和8年12月	円	円
令和9年1月	円	円
令和9年2月	円	円
令和9年3月	円	円
令和9年4月	円	円
令和9年5月	円	円
令和9年6月	円	円
令和9年7月	円	円
令和9年8月	円	円
令和9年9月	円	円
令和9年10月	円	円
令和9年11月	円	円
令和9年12月	円	円
令和10年1月	円	円
令和10年2月	円	円
令和10年3月	円	円
令和10年4月	円	円

※令和8年5月利用料金は初期費用を含む。